特定教育・保育施設確認変更届出必要事項等一覧

確認変更

令和8年10月1日 作成

下記以外に東大阪市が提出を求める書類がある場合がありますので、ご了承ください。

こどもみらい室　こども施設監査課

必要書類		変更届出必要事項及び提出時期											
		(1) 利用定員の増加／注1	(2) 施設の名称	(3) 施設の所在地	(4) 設置者（法人等）の名称	(5) 設置者（法人等）の主たる事務所の所在地	(6) 法人の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	(7) 設置者の定款、寄附行為等	(8) 建物の構造概要及び図面並びに設備の概要	(9) 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	(10) 運営規程（園則と兼ねる場合は園則）	(11) 役員の氏名、生年月日及び住所	(12) 利用定員の減少／注1
No.	提出期限	あらかじめ	変更があったときから10日以内										3ヶ月前までに
1	特定教育・保育施設確認の変更（利用定員の増加）申請書（様式第2号）	○											
2	特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更届（様式第3号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	特定教育・保育施設確認の変更（利用定員の減少）届（様式第4号）												○
4	組織図	●（※1）											●（※1）
5	職員体制一覧表及び学級編制表	○							○				○
6	職員の履歴書	●（※2）											●（※2）
7	資格を証明する書類	●（※3）											●（※3）
8	園長・施設長・認定こども園の長の経歴書及び資格証									○（※4）			
9	職員配置が分かるローテーション表	●（※5）											●（※5）
10	常勤換算等計算書	●		○					○				●
11	所定労働時間等が明記された雇用通知書の控えの写し	●（※6）											●（※6）
12	建物の構造及び設備の概要	○		○					○				○
13	地図	▲（※7）											▲（※7）
14	敷地の平面図	▲（※8）											▲（※8）
15	建物及び設備の平面図	○（※9）		○（※9）					○（※9）				○（※9）
16	立面図	▲											▲
17	写真	▲（※10）											▲（※10）
18	建物（園舎）の検査済証又は検査調書の写し【原本証明をすること。】	▲											▲
19	土地及び建物（園舎）の登記簿謄本（登記事項全部証明書）【発行日が3か月以内の原本を提出】	▲（※11）											▲（※11）
20	賃貸借契約書の写し又は無償の貸与若しくは使用許可を受ける事を証明する書面の写し	▲（※12）											▲（※12）
21	耐火建築物であることが分かる書類	▲（※13）											▲（※13）

必要書類		変更届出必要事項及び提出時期											
		（1）利用定員の増加／注１	（2）施設の名称	（3）施設の所在地	（4）設置者（法人等）の名称	（5）設置者（法人等）の主たる事務所の所在地	（6）法人の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	（7）設置者の定款、寄附行為等	（8）建物の構造概要及び図面並びに設備の概要	（9）施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	（10）運営規程（園則と兼ねる場合は園則）	（11）役員の氏名、生年月日及び住所	（12）利用定員の減少／注１
No.	提出期限	あらかじめ	変更があったときから10日以内										3ヶ月前までに
22	事故防止マニュアル			○					○				
23	調理業務受託者との契約書の写し	○（※14）											○（※14）
24	役員一覧表【理事及び監事までを記載】						○（住所変更の場合不要）					○	
25	子ども・子育て支援法第４０条第２項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書						○（住所変更の場合不要）					○	
26	運営規程	○（※15）	○（※15）	○（※15）							○（※15）		○（※15）
27	法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるものの写し		○（※16）	○（※16）				○（※16）					
28	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【発行日が3か月以内の原本又は原本証明した写しを提出。】				○	○	○						
29	理事会等の決議録	○	○	○	○	○	○（住所変更の場合不要）	○	○	○（住所変更の場合不要）	○	○	○
30	業務管理体制変更届出書				○	○	○			○（※17）			

○：必須、●：当該事項の認可変更を同時に行う場合は不要、△：園舎の改築を伴う場合等、必要に応じて提出のこと

▲：園舎の改築を伴う場合等、必要に応じて提出のこと。ただし、当該事項の認可変更を同時に行う場合は不要

注1　定員変更については、増減問わず変更の3ヶ月以上前にまずこども施設監査課まで必ずご相談ください。
◎増加の場合は、届出提出期限が「あらかじめ」となっていますが、遅くとも1か月前を目安に変更届出書に必要書類を添付してこども施設監査課にご提出ください。
また、同じ認定区分内での年齢別定員の内訳について変更する場合は届出の必要はありません。（例．３歳児と4歳児等）ただし、この場合でもこども施設監査課にご相談はいただきますようお願いいたします。
なお、以上のことについてご相談いただいた場合でも待機児童、基準等の兼ね合いにより、承諾しかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特定教育・保育施設確認変更届出必要事項等一覧

確認変更

令和8年10月1日 作成

（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所）

こどもみらい室　こども施設監査課

下記以外に東大阪市が提出を求める書類がある場合がありますので、ご了承ください。

表中にある以下、※・注釈をご確認ください。

※1　No.5の「職員体制一覧表及び学級編制表（別添1）」に記載した全職員についての組織図

※2　確認申請時又は前回変更時から新たに採用した職員のみ添付。

※3　【認定こども園の場合】（原本証明をすること。）

①副園長・教頭の場合はNo.8参照、②教育・保育に従事する職員については幼稚園教諭免許状及び保育士証の写しを提出。

③保育教諭（又は教諭）は幼稚園教諭免許状と保育士資格証の併有が必要となるが、特例措置を用いる場合は各資格証の代わりに「職員資格の特例等希望者確認書（希望者別）」を添付。

④職員配置の特例を適用する場合、
・小学校教諭、養護教諭→免許状の写しを添付。
・市長(幼稚園型の場合は知事)が認める者→子育て支援員研修修了証（受講中の場合は受講証の写しを添付し、修了証が届き次第差し替えること）を添付。

【保育所の場合】（原本証明をすること。）

①保育に従事する職員については保育士証の写しを提出。

②職員配置の特例を適用する場合、
・幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭→免許状の写しを添付。
・市長が認める者→子育て支援員研修修了証（受講中の場合は受講証の写しを添付し、修了証が届き次第差し替えること）を添付。

※4　認定こども園の長の場合、原本証明のうえ、幼稚園教諭1種＋保育士資格が必要。

資格がない場合は、設置者が園長として認める旨の「園長、副園長又は教頭の資格に関する証明」を添付。
「資格証明書への記載事項」・設置者名及び印鑑・園長となる人の氏名・園長としてふさわしい理由・「任命する」という意思表示

保育所の長の場合、教育・保育にかかる資格（保育士証や幼稚園教諭免許等）があれば、原本証明のうえ写しを提出。
社会福祉施設長資格認定講習修了の証明書があれば、原本証明のうえ写しを提出。

※5　認定こども園の場合、以下の点に留意のこと。
・教育時間（約4時間）については、常勤で専従の学級担任が1学級1人以上配置されていること
・保育時間（8時間）については、原則として保育教諭について「基準上必要な職員数」を園全体で下回らないこと
・開園時間（11時間）を通じて2人を下回らないこと
・超過勤務を前提とした職員が生じていないこと
・平日と土曜日等、職員配置体制が大きく異なる場合は、別々で表を作成のこと

保育所の場合、以下の点に留意のこと。
・保育時間（8時間）については、原則として保育士について「基準上必要な職員数」を園全体で下回らないこと
・開園時間（11時間）を通じて2人を下回らないこと
・超過勤務を前提とした職員が生じていないこと
・平日と土曜日等、職員配置体制が大きく異なる場合は、別々で表を作成のこと

※6　・教育・保育に従事する非常勤職員についてのみ・雇用通知書に勤務時間が記載されていない場合は、勤務時間が分かるものも併せて添付

※7　同一敷地内に園舎及び園庭が設置されていない場合は、当該園舎及び園庭がわかる地図であること。また、子どもの移動時の安全確保等について記載したものもあわせて添付。

※8　有効園庭を明示の上、園庭面積を求積したもの。（公園等の代替地を使用する園庭は除く）

※9　各室の用途及び面積が分かるもの。

※10　施設全体の様子がわかるように、内外から撮影された写真を複数枚添付のこと。
屋上の面積を園庭面積に新たに算入する場合は、屋上園庭の要件を満たしていることがわかる写真もあわせて添付。

※11　当該事項の認可変更を同時に届け出る場合で、認可変更の方で原本を添付するときは、原本証明した写しでも可。

※12　認可申請時又は前回変更届出時から新たに不動産の貸与等を受ける場合のみ

※13　園舎が2階建以上の場合のみ添付。建築基準法に基づく建築確認申請書の写し等。

保育所又は保育所から認定こども園への移行園で保育所のときの既存の園舎を引き続き使用する場合、準耐火建築物であることがわかる書類でもよい。

※14　調理業務を外部委託あるいは外部搬入する場合のみ。新たな施設や利用定員等、変更に伴った内容の契約書になっていることを確認。

※15　園則と兼ねている場合は、園則を提出のこと。変更に伴った内容の運営規程（園則）になっていることを確認。

※16　変更に伴った内容の運営規程（園則）になっていることを確認。

※17　（9）の場合は、法令遵守責任者を前管理者にしていたとき等必要に応じて提出。